

令和7年11月14日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

「世田谷区子どもの権利委員会」の設置について

1 趣旨

世田谷区子どもの権利条例第39条で定める、子どもの権利を保障するための第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備するため、世田谷区子どもの権利委員会条例に基づき、区長の附属機関「世田谷区子どもの権利委員会」を新たに設置した。

2 所掌事項

区長の附属機関として、区の実施する施策における子どもの権利保障の状況について調査、評価検証を行い、制度の改善等の提言を行う。

3 第1期「世田谷区子どもの権利委員会」について

(1) 期間

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

(2) 委員

区分	役職	氏名	所属等
学識経験者 (4人)	委員長	森田 明美	東洋大学 名誉教授
	副委員長	佐藤 亜樹	東洋大学 准教授
		高石 啓人	日本大学 助教
		中 智美	子どもの権利条約総合研究所 研究員
区民 (2人)		安藤 毅	公募委員
		渡部 千尋	公募委員
若者 (3人)		有本 智香	世田谷区ユースカウンスル
		遠藤 恵理菜	公募委員
		近藤 結衣子	世田谷区立中学校生徒会サミット

(委員長・副委員長を除く委員区分ごとに五十音順、敬称略)

(3) 取組みの現状

第1回子どもの権利委員会を9月2日に開催し、現在、検討テーマの決定に向けた検討を進めている。

(4) 今後の展開(予定)

今後、子ども・若者へのヒアリングや、子どもの権利保障に関する会議体の代表者らとの意見交換等を通じて、子どもの権利に関する課題を把握した上で、第1期の検討テーマを決定し、年間3回程度の本会のほか、適宜開催する部会の活動において、調査や評価検証を進めていく。

任期末までに、調査、評価検証に基づく報告書をまとめ、区へ提言を行う予定。

(別紙) 子どもの権利委員会の実施体制について

